















政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書 (項) (事項)	政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)																			7			8			9				10			11		12		13											
			(1)	2				3	4	5					6				7			8			9				10			11		12		13														
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)				
		農業物粗理施設整備に必要な経費 (主要経費45)																																																
		農業生産基盤整備・保全事業に必要な経費 (主要経費45)																																																
		農村整備事業に必要な経費 (主要経費45)																																																
		森林整備事業に必要な経費 (主要経費47)																																																
		水産基盤整備に必要な経費 (主要経費47)																																																
43	●	北海道特定開発事業推進調査費 北海道特定開発事業の実施を推進するための調査に必要な経費																																								●								
43	●	北海道特定特別融合開発事業推進費 北海道特定特別融合開発事業の推進等に必要な経費																																																
43	●	北海道特定地域連携事業推進費 北海道特定地域連携事業の推進等に必要な経費																																																
44	●	技術研究開発性経費 技術研究開発の推進に必要な経費																																																
44	◆	独立行政法人土木研究所運営費 独立行政法人土木研究所運営資金交付金に必要な経費																																												◆				
44	◆	独立行政法人土木研究所施設整備費 独立行政法人土木研究所施設整備に必要な経費																																														◆		
44	◆	独立行政法人土木研究所運営者費 独立行政法人建築研究所運営資金交付金に必要な経費																																														◆		
44	◆	独立行政法人建築研究所施設整備費 独立行政法人建築研究所施設整備に必要な経費																																													◆			
44	◆	独立行政法人建築研究所運営費 独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構運営費 独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金に必要な経費																																													◆			
44	◆	独立行政法人交通安全環境研究所運営費 独立行政法人交通安全環境研究所運営費交付金に必要な経費																																														◆		
44	◆	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費 独立行政法人交通安全環境研究所施設整備に必要な経費																																														◆		
44	◆	独立行政法人海上扶綱安全研究所運営費 独立行政法人海上扶綱安全研究所運営費交付金に必要な経費																																														◆		
44	◆	独立行政法人海上扶綱安全研究所施設整備費 独立行政法人海上扶綱安全研究所施設整備に必要な経費																																														◆		

別紙(19-2)

### 政策評価調書(政策評価体系と核算要求書の対応表)

## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

政策評価 調査番号	政策評価 の対象 (項目) (事項)	概算要求書		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13																							
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)			
	×	河川等復旧事業費																																																	
		河川等復旧事業に必要な経費																																																	
	×	河川等災害防護事業費																																																	
		河川等災害防護事業に必要な経費																																																	
	×	河川管理費社会資本整備事業特別会計へ繰入																																																	
		河川管理費財源の社会資本整備事業特別会計治水貼定へ繰入れに必要な経費																																																	
	×	自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入																																																	
		自動車重量税業務取扱費財源の自動車安全特別会計自貼車検査登録貼定へ繰入れに必要な経費																																																	
	×	北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入																																																	
		農業生産基盤整備・保全事業の財源の食料安定供給特別会計国营土地改良事業貼定へ繰入れに必要な経費																																																	
	×	北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	(前年度限り)																																																
		治山事業の財源の国有林野事業特別会計へ繰入れに必要な経費	(前年度限り)																																																
	×	越島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入																																																	
		農業生産基盤整備・保全事業の財源の食料安定供給特別会計国营土地改良事業貼定へ繰入れに必要な経費																																																	
	×	越島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	(前年度限り)																																																
		治山事業の財源の国有林野事業特別会計へ繰入れに必要な経費	(前年度限り)																																																

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

政策評価 調査番号	政策評価 の対象 (項目) (事項)	概算要求書		政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)																																																																													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47																																	
	×	河川等災害復旧事業費																																																																															
		河川等災害復旧事業に必要な経費																																																																															
	×	河川等災害賠償事業費																																																																															
		河川等災害賠償事業に必要な経費																																																																															
	×	河川管理費社会資本整備事業特別会計へ繰入																																																																															
		河川管理費財源の社会資本整備事業特別会計治水勘定へ繰入れに必要な経費																																																																															
	×	自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入																																																																															
		自動車重量税業務取扱費財源の自動車安全特別会計自動車検査登録勘定へ繰入れに必要な経費																																																																															
	×	北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入																																																																															
		農業生産基盤整備・保全事業の財源の食料安定供給特別会計国营土地改良事業勘定へ繰入れに必要な経費																																																																															
	×	北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入 (前年度取り)																																																																															
		治山事業の財源の国有林野事業特別会計へ繰入れに必要な経費 (前年度取り)																																																																															
	×	静島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入																																																																															
		農業生産基盤整備・保全事業の財源の食料安定供給特別会計国营土地改良事業勘定へ繰入れに必要な経費																																																																															
	×	越島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入 (前年度取り)																																																																															
		治山事業の財源の国有林野事業特別会計へ繰入れに必要な経費 (前年度取り)																																																																															

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

### 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

### 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

## 政策評価調書(政策評価体系と核算要求書の対応表)



## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

### 政策評価調書(政策評価体系と核算要求書の対応表)

### 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)



### 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:國土交通省

会計：一般会計

#### 組織又は勘定:運輸安全委員会

### 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

### 政策評価調書(政策評価体系と予算書の対応表)

#### 政策評価調査(政策評価体系と予算書の対応表)

### 政策評価調書(政策評価体系と予算書の対応表)

## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:国土交通省

会計:社会資本整備事業特別会計(業務勘定)

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		7				
		(項)	(事項)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
	×	業務取扱費						
		社会資本整備事業業務取扱いに必要な経費						
26	●	都市開発資金貸付金						
		都市開発資金貸付けに必要な経費	●					
26	◆	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入						
		一般会計へ繰入れに必要な経費	◆					
26	◆	国債整理基金特別会計へ繰入						
		国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	◆					
	×	予備費						
		予備費						

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

### 政策評価調書(政策評価体系と予算書の対応表)

所管:国土交通省

## 会計:社会資本整備事業特別会計

### 組織又は勘定:道路整備勘定

## 政策評価調書(政策評価体系と予算書の対応表)

所管:国土交通省

会計:社会资本整備事業特別会計

組織又は勘定:道路整備勘定

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	予定経費要求書		2		5		6		8	
		(項)	(事項)	5		15		23		32	
32	●	都市交通円滑化事業に必要な経費 (主要経費 44)								●	
	●	北海道道路交通円滑化事業費								●	
		道路交通円滑化事業に必要な経費									
	●	離島道路交通円滑化事業費								●	
		奄美群島道路交通円滑化事業に必要な経費									
	●	沖縄道路交通円滑化事業費								●	
		道路交通円滑化事業に必要な経費									
	●	道路交通円滑化事業資金貸付金								●	
5,15,23,32	◆	道路交通円滑化事業資金貸付けに必要な経費									
	◆	地方道路整備臨時貸付金	◇		◇		◇		◆		
		地方道路整備臨時貸付金に必要な経費									
		業務取扱費業務勘定へ繰入									
	×	附帯工事等に係る業務取扱費財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費 (主要経費95)									
	×	道路整備事業に係る業務取扱費財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費 (主要経費 42)									
	×	道路環境整備事業に係る業務取扱費財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費 (主要経費 44)									
	×	附帯工事費									
32		附帯工事に必要な経費									
	×	受託工事費									
		受託工事に必要な経費									
	◆	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入							◆		
		一般会計へ繰入れに必要な経費									
	×	予備費									
		予備費									

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:国土交通省

会計:社会资本整備事業特別会計組織又は勘定:治水勘定

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		2	4					
		(項)	(事項)	(8)	(12)					
8	●	都市水環境整備事業費								
		都市水環境整備事業に必要な経費		●						
8	●	北海道都市水環境整備事業費								
		都市水環境整備事業に必要な経費		●						
8	●	離島都市水環境整備事業費								
		都市水環境整備事業に必要な経費		●						
12	●	河川整備事業費								
		河川整備事業に必要な経費			●					
12	●	北海道河川整備事業費								
		河川整備事業に必要な経費			●					
12	●	離島河川整備事業費								
		河川整備事業に必要な経費			●					
12	●	沖縄河川整備事業費								
		河川整備事業に必要な経費			●					
12	●	砂防事業費								
		砂防事業に必要な経費			●					
12	●	北海道砂防事業費								
		砂防事業に必要な経費			●					
12	●	離島砂防事業費								
		砂防事業に必要な経費			●					
		奄美群島砂防事業に必要な経費			●					
12	●	沖縄砂防事業費								
		砂防事業に必要な経費			●					
12	●	多目的ダム建設事業費								
		多目的ダム建設事業に必要な経費			●					
12	●	北海道多目的ダム建設事業費								
		多目的ダム建設事業に必要な経費			●					
12	●	沖縄多目的ダム建設事業費								
		多目的ダム建設事業に必要な経費			●					

## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

12	●	総合流域防災事業費							
		総合流域防災事業に必要な経費		●					
12	●	北海道総合流域防災事業費							
		総合流域防災事業に必要な経費		●					
12	●	離島総合流域防災事業費							
		総合流域防災事業に必要な経費		●					
		奄美群島総合流域防災事業に必要な経費		●					
12	●	沖縄総合流域防災事業費							
		総合流域防災事業に必要な経費		●					
	×	業務取扱費業務勘定へ繰入							
		河川管理等に係る業務取扱費財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費（主要経費95）							
		治水事業等に係る業務取扱費財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費（主要経費41）							
		都市水環境整備事業に係る業務取扱費財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費（主要経費44）							
		河川等災害復旧事業等に係る業務取扱費財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費（主要経費49）							
	×	受託工事費							
		受託工事に必要な経費							
	×	電気事業者等工事費負担金還付金							
		電気事業者等工事費負担金の還付に必要な経費							
12	◆	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入							
		一般会計へ繰入れに必要な経費		◆					
	×	予備費							
		予備費							

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

## 政策評価調書(政策評価体系と予算書の対応表)

## 政策評価調書(政策評価体系と予算書の対応表)

	×	港湾災害復旧事業に係る業務取扱費財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費（主要経費49）												
	×	受託工事費												
		受託工事に必要な経費												
6-20	◆	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入												
		一般会計へ繰入れに必要な経費							◆					
	×	予備費												
		予備費												

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:国土交通省

会計:社会資本整備事業特別会計 組織又は勘定:空港整備勘定

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		5					6					8				
		(項目)	(事項)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(29)	(30)	(31)
5-14	●	空港等維持運営費																
		空港等の維持運営に必要な経費	●															
6-25	●	空港整備事業費													●			
		空港整備事業に必要な経費																
6-25	●	北海道空港整備事業費													●			
		空港整備事業に必要な経費																
6-25	●	離島空港整備事業費													●			
		空港整備事業に必要な経費																
		奄美群島空港整備事業に必要な経費													●			
6-25	●	沖縄空港整備事業費																
		空港整備事業に必要な経費													●			
6-25	●	航空路整備事業費																
		航空路整備事業に必要な経費													●			
6-25	●	関西国際空港株式会社補給金																
		関西国際空港株式会社に対する補給金に必要な経費													●			
6-25	●	航空機騒音対策事業資金貸付金																
		航空機騒音対策事業資金貸付けに必要な経費													●			
8-30	●	地域公共交通維持・活性化推進費																
		地域公共交通の維持・活性化の推進に必要な経費														●		
	×	業務取扱費業務勘定へ繰入																
		空港整備事業に係る業務取扱費財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費																
6-25	◆	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入																
		一般会計へ繰入													◆			
6-25	◆	国債整理基金特別会計へ繰入																
		国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費													◆			
	×	予備費																
		予備費																

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)